

資料 3 新宿区文化芸術振興基本条例

新宿区文化芸術振興基本条例（平成 22 年 3 月 24 日条例第 6 号）

（前文）

文化芸術は、人々の心を養い、生活に潤いと豊かさを、人生に喜びと力を与えてくれる。また、文化芸術は、人と人とをつなぐ礎であり、互いの歴史や文化を理解し合うことは、地域社会や国際社会において異なる歴史や文化を持つ人々が共に生きていくための基盤ともなる。

新宿のまちは、江戸城外堀の開削を機に形成された由緒ある町や坂等の名を今なお広くとどめる一方、江戸時代の宿場・内藤新宿の開設時から今日に至るまで、多くの人々の営みの中で多彩な文化芸術を育み、常に新たな文化芸術を創造し、発信し続けてきた。

新宿のまちには、自然や歴史、文化芸術、経済活動等を通して、人々が長い間培ってきた豊かな地域の力がある。多様性と先端性を併せ持つ都市として、その懐の深さに魅かれて集まる様々な人々の無限に広がるエネルギーがある。

こうしたまちの特性を最大限に生かし、区民、文化芸術活動団体、学校、企業等、新宿区その他の文化芸術の担い手となるあらゆる主体が、その持てる個性を発揮し、互いに力を合わせ、自由で活発な文化芸術活動を展開することを通して、新宿のまちの持つ多彩な力を結集し、にぎわいと活力にあふれる「文化芸術創造のまち 新宿」を実現することを決意し、ここに、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、新宿区（以下「区」という。）における文化芸術の振興に関する基本原則を定め、区民、文化芸術活動団体、学校及び企業等の役割並びに区の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術の担い手となるあらゆる主体の相互のかかわりを通して、新宿のまちの特性を生かした発展的な文化芸術の創造に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 区民 次に掲げる者をいう。

ア 区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者

イ 区内に存する事務所又は事業所に勤務する者

ウ 学校に在学する者

エ 区内において、文化芸術に関する創造的活動、文化芸術を支援する活動その他の文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う個人

(2) 文化芸術活動団体 区内において、文化芸術活動を行う法人その他の団体及びその連合体をいう。

-
- (3) 学校 区内に存する学校（学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものを含む。）をいう。
- (4) 企業等 区内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体及び個人をいう。
- (5) 私たち区民 次に掲げるものをいう。
- ア 前各号に掲げるもの
 - イ 区
 - ウ その他区において生み出される文化芸術の恵みを自ら積極的に享受し、又は享受しようとするすべてのもの

(基本原則)

第3条 私たち区民は、自らが文化芸術の担い手となることを自覚し、自主的かつ持続的に文化芸術活動を行うものとする。

- 2 私たち区民は、文化芸術活動を行うに当たっては、互いの文化芸術活動を理解し、及び尊重するものとする。
- 3 私たち区民は、文化芸術活動を行うに当たっては、その持てる個性を発揮するとともに、互いに連携及び協力を図るものとする。
- 4 私たち区民は、地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の保護、保存、継承及び発展を図るとともに、新たな文化芸術を創造し、及び発信するものとする。
- 5 私たち区民は、等しく文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができる環境の整備を図るものとする。

(区民の役割)

第4条 区民は、前条に規定する基本原則に基づく役割（以下「文化芸術振興に関する基本的役割」という。）を担うとともに、創意工夫を生かした自主的かつ創造的な文化芸術活動を通じて、文化芸術の振興に積極的な役割を果たすものとする。

(文化芸術活動団体の役割)

第5条 文化芸術活動団体は、文化芸術振興に関する基本的役割を担うとともに、自主性及び創造性を生かした文化芸術活動を一層推進し、地域社会を構成する一員として、地域の文化芸術活動の活性化等に努め、文化芸術の振興に積極的な役割を果たすものとする。

(学校の役割)

第6条 学校は、文化芸術振興に関する基本的役割を担うとともに、児童、生徒、学生等が文化芸術活動を体験し、及び文化芸術に関する作品に触れる機会の充実を図り、並びに文化芸術を担う人材の育成、地域の文化芸術活動の活性化等に努め、文化芸術の振興に積極的な役割を果たすものとする。

(企業等の役割)

第7条 企業等は、文化芸術振興に関する基本的役割を担うとともに、地域社会を構成する一員として、その保有する資源を活用し、地域の文化芸術活動の活性化等に努め、文化芸術の振興に積極的な役割を果たすものとする。

(区の責務)

第8条 区は、文化芸術振興に関する基本的役割を担うとともに、次に掲げる責務を有する。

- (1) 文化芸術の振興に関する施策が総合的かつ持続的に行われるよう必要な措置を講ずること。
- (2) 私たち区民が互いに連携し、及び協力する体制の強化が図られるよう必要な措置を講ずること。
- (3) 地域の文化芸術活動の場の充実が図られるよう新宿区立新宿文化センター等区の施設の積極的な活用その他必要な措置を講ずること。

第2章 文化芸術の振興に関する基本的施策

(地域の伝統、文化等の保護等)

第9条 私たち区民は、地域への愛着や誇りを育むため、地域で生まれた伝統及び特色ある文化並びに地域に現存する有形及び無形の文化財その他の歴史的文化的資源（以下「歴史的文化的資源」という。）の保護、保存、活用及び継承に努めるものとする。

(子どもの文化芸術活動への参加等の機会の確保)

第10条 私たち区民は、次代の文化芸術を担う子どもの豊かな人間性を育むため、優れた文化芸術に触れ、及び創造的な文化芸術活動に参加する機会の確保に必要な取組を行うように努めるものとする。

(文化芸術に関する情報の収集、提供等)

第11条 私たち区民は、文化芸術に関する情報を互いに利用し、及び共有するため、その収集、提供、発信その他の必要な取組を行うように努めるものとする。

(文化芸術に関する環境の整備)

第12条 私たち区民は、文化芸術活動の一層の活性化を図るため、文化芸術に関する人的なネットワークの構築その他の環境の整備に努めるものとする。

(公共的空間の活用)

第13条 私たち区民は、人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造できる場を提供するため、公共的空間の積極的な活用に努めるものとする。

(人材の発掘、育成等)

第14条 私たち区民は、積極的に文化芸術活動を行う者、歴史的文化的資源の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者その他の文化芸術を担う人材の発掘、育成等に努めるものとする。

(多文化の交流の促進)

第15条 私たち区民は、文化芸術活動を通じて、世界の国々の多様な歴史や文化に対する理解を増進し、地域における多文化の交流の促進に努めるものとする。

(表彰)

第16条 区長は、文化芸術の振興に大きく寄与したものと及び文化芸術活動において著しい功績のあったものの表彰に努めるものとする。

第3章 文化芸術振興会議

(設置)

第17条 文化芸術の振興に関する基本的事項について調査審議するため、区長の附属機関として、新宿区文化芸術振興会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第18条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 次に掲げる事項について調査審議すること。
 - ア 文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項又は重要な事項
 - イ 文化芸術の振興に関し、区長が諮問する事項
- (2) 文化芸術の振興を図るために必要な事項について、区長に意見を述べること。

(組織)

第19条 会議は、委員12人以内をもって組織する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、学識経験を有する者、区内に住所を有する者、文化芸術活動団体の構成員、教育の関係者及び企業等（法人その他の団体にあつては、その構成員）のうちから、区長が委嘱する。
- 4 前3項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、新宿区規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 章の規定及び次項の規定は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において新宿区規則で定める日から施行する。

(平成 22 年 8 月 13 日規則第 69 号により、平成 22 年 9 月 9 日から施行)

(新宿区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 新宿区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 34 年新宿区条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略